

事務局に関する内規

平成 19 年 5 月 29 日(制定)

平成 25 年 3 月 25 日(改訂)

平成 29 年 3 月 28 日(改訂)

(目的)

第 1 条 この内規はバイオメディカル・ファジィ・システム学会会則第 4 条に基づき、学会事務局に関する事項を定める。

(事務局)

第 2 条 事務局は、正会員である学会役員が担当する。

2 事務局に総務および会計をおき、総務担当者を事務局長、会計担当者を事務局次長とする。

(所在地)

第 3 条 事務局を以下に置く。

〒300-0051 茨城県土浦市真鍋 6 丁目 20 番 1 号

つくば国際大学医療保健学部医療技術学科 中谷研究室内

(任期)

第 4 条 事務局担当者の任期は、役員の任期 2 年と同じとする。

2 長くとも 2 期(4 年)で交代する。

(設定, 修正, および廃止)

第 5 条 本内規の設定、修正、および廃止に、バイオメディカル・ファジィ・システム学会理事会の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附則 本内規は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。